別表:減免額の算出方法及び減免期間

減免の対象	検針期間に係る減免額		減免期間
(1) 給水装置及び給湯 設備、太陽熱温水器、 受水槽等のボールタ ップ、その他特殊器 具等の破損等による 漏水の修繕をした場 合	メーターの指 水量の3倍 水元之る場合 メータ量が3倍 メータ量が3倍 水量の場合	検針期間ごとに算出した従量料金 - 基準水量+ {(基準水量×3)-基準水量}÷2 の水量に基づき算定した料金 検針期間ごとに算出した従量料金 - 基準水量+(メーター指示水量-基準水量)÷2 の水量に基づき算出した料金	漏水が発生したと判断できる日(以下 「漏水日」という)を含む検針期間から 漏水の修繕が完了した日(以下「修繕日」 という)を含む検針期間までとし、漏水 日が修繕日を含む検針期間の前々回の 検針期間前である場合は、修繕日を含む 検針期間から前々回の検針期間までと する。ただし、管理者が特別の理由があ ると認めるときは、この限りでない。
(2) 自然災害等その他 管理者が特に必要が あると認める場合	管理者が別に定める額		管理者が別に定める期間

基準水量とは、次に掲げる使用水量のうち、管理者が適当と認める使用水量をいう。

- ア 前4ヶ月分の使用水量の2分の1
- イ 前年同期の使用水量
- ウ 前回実績の使用水量
- エ 修繕後の正常な使用により日割りで算出した見積もり水量